

平成28年10月7日  
内閣府子ども・子育て本部

## 子ども・子育て支援新制度施行後(平成27年度以降)における子ども・子育て会議の開催実績

開催回	開催日	議題
第24回	平成27年5月21日	(1)会議の運営について (2)子ども・子育て支援新制度について (3)その他
第25回	平成27年7月27日	(1)私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査 (2)平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告 (3)その他
第26回	平成27年10月21日	(1)私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について (2)地方版子ども・子育て会議の取組(市町村子ども・子育て支援事業計画)事例調査 (3)その他
第27回	平成28年1月26日	(1)平成28年度予算案、平成27年度補正予算について (2)公定価格の対応について (3)子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について (4)その他
第28回	平成28年7月28日	(1)子ども・子育て支援法改正及び基本指針の改正案について (2)その他



# 重点番号18 民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し

## 実態調査における自治体からの回答概要

〈調査方法〉 都道府県の民生・児童委員担当部局宛に質問票を送付し、各都道府県で任意に2市町村を選  
択し、地方分権担当部局との合議の上での回答を依頼。9月29日現在 62自治体/93自治体(47×  
2、東京都は市区町村まとめて東京都から回答あり)

質問1 現行制度では、児童委員と民生委員が兼務することとされていますが、これについて、どのような  
メリット又はデメリットがあると考えられていますか。

- 全体的に、兼務をすることのメリットがデメリットを上回る、またはデメリットはない、という回答が多かった。
- メリットとしての回答は概ね以下のとおり。
  - ・民生委員・児童委員の役割は、「見守り役」「身近な相談相手」「専門機関のパイプ役」であるが、こうした役割の性質上、地域の窓口が一本化(兼務)されている方が効果的である。
  - ・相談援助を要する家庭にとっては、類似の立場にある相談支援者が関わることは負担となるのではないか。兼務であれば、地域住民である相談者の負担も軽くなる。
  - ・児童が抱える問題については、多くは親を含めた家族に対して、包括的に支援を行う必要がある。
  - ・SOSをキャッチし、早期発見・対応には、世帯の問題にも精通した民生委員と住民との信頼関係が不可欠。民生委員・児童委員であればこそ、児童委員としての仕事ができる。
  - ・兼務でなくなった場合、誰が民生委員で児童委員になるのかわかりにくく、住民にとって不慣れた制度となる。
  - ・委員の選任に苦勞する中、兼務であれば委員を確保しやすい。
- デメリットとしての回答は概ね以下のとおり。
  - ・民生委員・児童委員としての活動が多忙化しており、兼務をしていられる形態の方が、当然ながら各委員に対する負担が大きい。

質問2 広島市からの提案（民生委員・児童委員の兼務制度は維持しつつ、希望する地方自治体には、専任の児童委員を委嘱できるように改正すること）が制度化された場合、貴自治体で導入する予定はありますか（なお、現状と同程度の民生委員又は児童委員が確保されることが前提です。）

- 導入したい旨、回答をした自治体はない。なお、市の民生委員・児童委員協議会に諮った上で、メリットがあれば検討することは考えられるとの回答が2自治体あった。

質問3 児童に関する問題については、主任児童委員制度の活用や、委員の中で児童問題に詳しい方に、他の委員と職務を調整しながら重点的に対応して頂く、といった方法がありますが、貴自治体ではどのような工夫を行っていますか（今後、行う予定があるものでも構いません。）。

- 主任児童委員制度をうまく活用しながら、情報共有や研修実施体制の確保に取り組む、と回答した自治体が多かった。
- 具体的な工夫例としては以下のとおり。
  - ・情報交換会を開き、月1回20ケース程度の事例を取り上げている。
  - ・市役所内に、「家庭児童相談員」や「家庭支援総合センター」といった名称の専門の組織を設置し、主任児童委員と連携を取りながら問題の把握を行う。
  - ・協力員制度を活用し、委員の活動を補佐している。

質問4 委員が高齢化していることにより、子供の問題への対応にどのような状況が発生しているでしょうか。良い点、課題となる点に分けて記載してください。

- 高齢化により、委員が在宅しているケースが多く平日も活動ができることや、人生経験の豊富さなどからの確かなアドバースができるという良い点もあれば、多忙化の傾向がある委員の職務に、体力が追いつかない事例があるといった課題の意見があった。

- 具体的な良い点、としては以下のとおり。
  - ・経験豊富な住民、親世代の先輩として、子どもや保護者に対して冷静に対処できる。
  - ・高齢の委員は、若手の委員への経験の伝達、と言う点も期待できる。
  - ・同世代の子どもを持っていないため、相談がしやすい。
  - ・学校やPTAとの利害関係がなく、客観的な対応ができる。
- 具体的な課題、としては以下のとおり。
  - ・現代的な問題(スマホの利用に関するもの等)は、理解が難しい場合が多い。
  - ・育児に関する行政の支援や、具体的な育児方法が、自分が子育てを行った頃と異なっていることがある。

質問5 民生・児童委員制度について、課題や今後のあるべき姿として考えられるところがあれば、自由に記載してください。

- 高齢化や地域の特性(過疎化等)により、民生委員としての業務が増大していること、それに伴い、現在、無給で行っている委員業務を、有給にしたり、交付税措置されている活動費のかさ上げを求め意見が多かった。
- 具体的な意見は以下のとおり。
  - ・過疎地域では人口に応じて委員を計算すると、広大な区域となってしまう。地域の実情に合わせた定数配分が望ましい。
  - ・専門知識が求められる場面が多く、包括支援センターの専門職が相談を受けられるような仕組み作りも今後は必要ではないか。
  - ・委員の活動について、地域の認知度が十分でない場合も多く、活動しにくい場合がある。
  - ・例えば、1地区に2名の委員を配置できるような柔軟な措置ができると望ましい。
  - ・個人情報に触れることが多く、委員にとっては常に漏洩のリスクを負いながらの業務となる。
  - ・委員によっては問題を抱え込んでしまうケースがあり、委員を支える体制が求められる。
  - ・委員としての職務を果たすために、必要な知識を得るための研修の機会が不十分である。
  - ・子どもを支援する相談員が、スクールソーシャルワーカー、母子推進員等、児童委員以外にもあり、お互いの役割分担が見えにくくなっている。

## 厚生労働省の意見

- 民生・児童委員は、住民にとっての相談役としての役割が大きく、児童の問題も世帯の問題と一体になっている現状が多いことを踏まえれば、両者を兼務している状態が住民サービスの向上という観点からも好ましい。仮に、児童委員のみの委員が存在した場合、どこに相談すれば良いか分かりにくい状態が生じかねず、現状よりもサービスが低下することが想定される。
- また、主任児童委員を、児童問題が多い地域に重点的に配置することにより、児童問題に機動的に対応することが期待できる。なお、繰り返しになるが、まずは、課題を抱えている方々に特化した、より「包括的な」相談役として民生・児童委員にご活躍頂くことが肝要であると考えている。
- なお、委員の負担が多くなっている、という指摘は自治体からも寄せられた。厚生労働省としては、今年の12月で委員が改選されることもあり、特に新任委員の負担を軽減する観点からも、委員に対する研修の機会の付与や、主任児童委員等の活用等について制度運用に関する留意点を示した通知を自治体に発出することを予定している。

## (参考)全国市長会からの意見

児童に関する問題は、保護者が抱える問題と一体となることが多く、包括的な対応を求められる場合が多いことから配慮が必要。

## 重点番号16 政令指定都市における認定資格研修の実施について

### 研修実施計画に係るプロセス

市町村（子ども子育て支援法61条2項）

市町村子ども・子育て支援事業計画において、放課後児童クラブを含めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保・実施時期について定める。



都道府県（子ども・子育て支援法62条2項）

都道府県子ども・子育て支援事業計画において、放課後児童クラブを含めた地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、資質の向上のために講ずる措置について定める。

### 厚生労働省の意見

研修実施の事業計画や人材の確保を行うことは県の責務であり、研修を独自に行いたい市町村については、委託という形で行っていただくことが適切。なお、都道府県においては、市町村のニーズの把握や日程調整などを行っていただくよう、各種会議等において伝えていきたい。